

3月の障推協でお示した現行制度運用の課題（別紙参照）に対応するための見直し案についてご意見賜りたい。

現行

- 【対象者要件】** ①市内に居住する身体障害者(※)で、居宅において入浴が困難な場合。
 ②対象者が介護保険法の入浴サービスを受けることができるときは、介護保険サービスを優先する。
- 【支給量】** 訪問入浴・施設入浴合わせて上限3回/週（生活介護等別サービスでの入浴は回数に含まない）

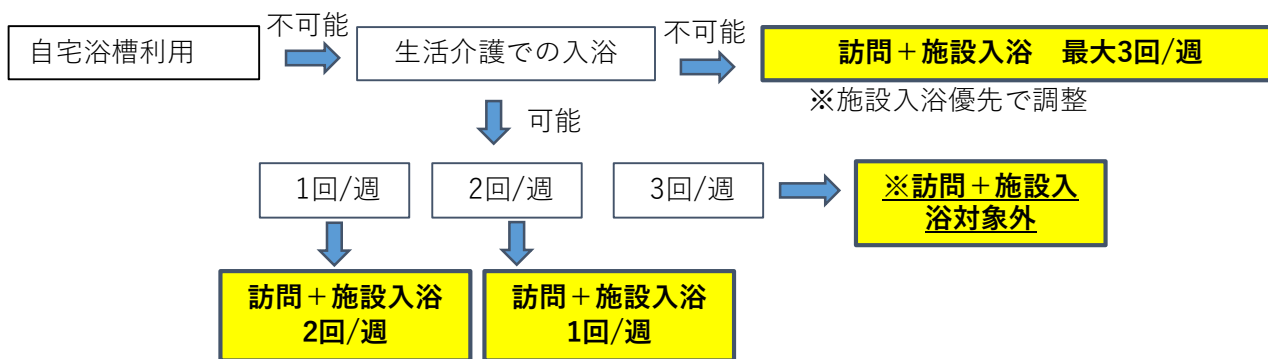
見直し案

- 【対象者要件】** ①市内に居住する身体障害者(※)で、自宅浴槽での入浴が困難な場合。
 （家族・ヘルパーの介助により自宅浴槽利用が可能な場合は対象外）
 ②対象者が介護保険法の入浴サービスを受けることができるときは、障害の入浴サービスは対象外とする。
- 【支給量】** 訪問入浴・施設入浴合わせて上限3回/週（生活介護で入浴している場合は当該入浴回数も含んで上限3回/週）

※居宅で寝たきり又は日常生活の大半を介護されているかたで、下肢又は体幹機能障害により身障手帳1・2級の18歳以上のかた等

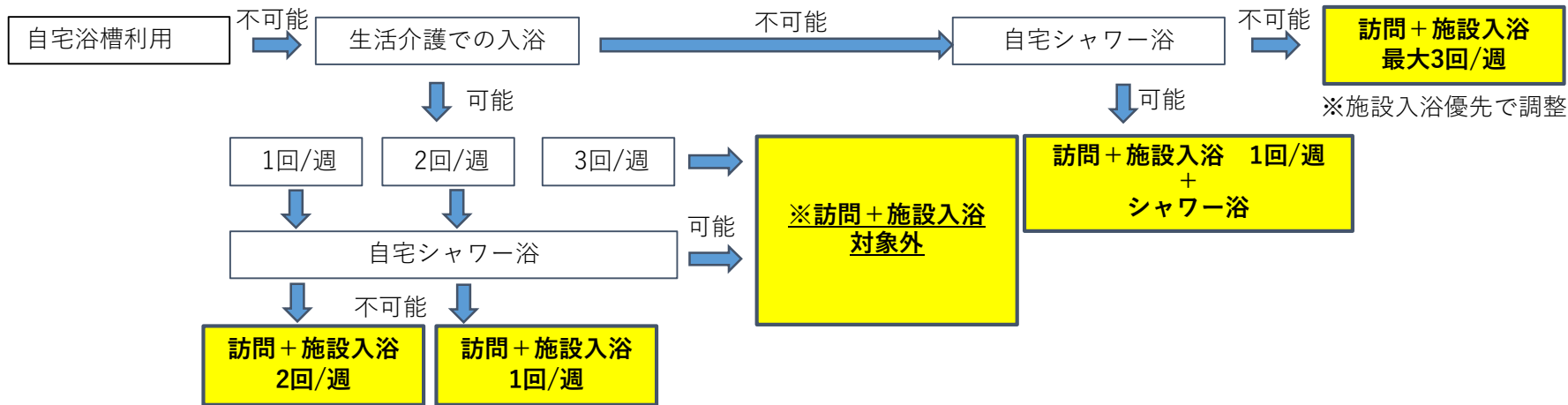
見直し案において、自宅での浴槽利用はできないが自宅でシャワー浴ができるかたの対応について、以下2案検討

【案1】シャワー浴を入浴とみなさない場合の入浴回数の考え方



★生活介護との併給の場合の支給量：訪問+施設入浴の入浴回数 = 訪問+施設入浴上限回数3回/週 - 生活介護での入浴回数

【案2】シャワー浴を入浴とみなす場合の入浴回数の考え方



★生活介護との併給の場合の支給量：訪問+施設入浴の入浴回数 = 訪問+施設入浴上限回数3回/週 - 生活介護での入浴回数

地域生活支援事業（入浴サービス）の見直しに係る経過措置期間について

令和3年4月1日以降の新規者については、新制度を適用する。
ただし、現行利用者は新制度への移行に向けて令和4年度から経過措置期間中に順次調整する。

